

模範としてのミッテルシュタント —近年フランスにおける中堅企業論を中心として—

山 口 隆 之

I 序

フランスでは2008年の「経済近代化法（LME: loi de modernisation de l'économie）」とそれに連動したデクレにより、大企業（GE: grandes entreprises）と中小企業（PME: petites et les moyennes entreprises）の中間に位置する企業類型として、中堅企業（ETI: entreprises de taille intermédiaire）が設定された¹⁾。この背景には、一般にグローバルに活躍する企業、すなわちミッテルシュタント（Mittelstand）²⁾と呼ばれる中堅企業が広く存在し、経済を牽引しているとされるドイツの影響があり、何よりも、その結果とし

1) 2008年12月のデクレによって確認された企業類型は以下の通りである。

「中小企業」：従業員数250人未満で売上高5000万ユーロ以下または総資産額4300万ユーロ以下（このうち従業員数10人未満で売上高または総資産額が200万ユーロ以下は「零細企業」）、「中堅企業」：中小企業の範疇に含まれず、従業員数5000人未満で売上高15億ユーロ以下または総資産額20億ユーロ以下、「大企業」：上記「中小企業」および「中堅企業」の範囲外。

2) 一般にドイツのミッテルシュタントは、大企業とは区別され、同族的な性質を持ち戦後ドイツの復興に貢献した企業と理解されるが、他方でドイツ固有の文化や歴史と切り離せない社会的身分としての意味を含んでいる。後にみると、ドイツのミッテルシュタントには、国レベルの法的定義が与えられていないのであり、それは量的な基準による企業類型とは必ずしも馴染まない。このため、日本語では「中堅企業」や「中産階級」、あるいは「中間層」や「中間身分」、時には「中小企業」といったように着目される要素に応じて様々な訳語があてられている。本稿では、フランスにおける政策上の議論における取扱いに鑑みて、規模的に大企業と中小企業の間に位置し、競争力を備えているという意味を重んじ「中堅企業」を訳語として用いるが、これは中村秀一郎（1964）（1990）で示される概念と完全一致することを想定していない。

ての仏独経済の不均衡がある。

このような背景から、近年のフランスでは、政策的立場から中堅企業が国民経済にいかなる貢献を果たすのか、ドイツのミッテルシュタントのような企業を増やすための効果的政策や施策は何か、といった中堅企業を巡る議論が活発化している。しかしながら、従来の政策レベルでなされてきた議論の中心は、仏独の経済面での不均衡や産業構造面での違いを強調する、もしくはフランスにおける中堅企業振興の必要性を訴える点にあったのであり、ドイツのミッテルシュタントそれ自体の内容については、必ずしも包括的かつ明示的に示されてこなかった。

そこで、本稿では、フランス「預金供託公庫（CDC: caisse des dépôts et consignations）」と政府の直接出資によって設立された「戦略投資ファンド（FSI: Fonds stratégique d'investissement）」の要請により作成された報告書の内容を手懸りにして、フランス政策サイドにおけるミッテルシュタント像の一端を明らかにしたい。当該報告書から読み取れる内容は依然断片的ではあるが、比較的影響力の強い調査結果や、これまで政府レベルで行われてきた諸議論の内容を踏襲しており、われわれの目的に近づく上で格好の材料である。

まずは、近年のフランス中堅企業論の流れとその特徴を整理したのち、そこでモデルとされるドイツのミッテルシュタントの定義と成り立ち、そして特徴を整理する。当該考察を通じて、中堅企業論が、大きな構造改革を必要としている現代フランス社会を映し出す鏡であることが確認されよう。

II 中堅企業を巡るフランスでの議論

1. 比較対象としてのドイツ

既述のようにフランスでは、「経済近代化法」および、それに対応するデクレによって、大企業と中小企業の中間に位置する企業群が確認されたが、中間規模企業や中堅企業層の薄さがいわば問題として政策議論の遡上に乗せられるようになった背景として、ドイツの存在は無視できない。他のヨーロッ

パ諸国の中にもフランスに比べれば、これら企業層が厚い国は存在するが、近年のフランスにおいて、特にドイツの状況が意識されている事には相応の理由がある。

まず、フランスにとってドイツは商業面における最重要パートナーであることに疑いの余地はないのであり、近年の貿易面におけるフランスの低迷を説明するのに、中国をはじめとする新興国の影響が大きいとはいえ、その存在は重要である。そして、周知のようにドイツ経済は、2008年の世界金融危機以降、低迷するフランス経済とは対照的に奇跡的な回復を見せた。

さらに、政治主導の下に戦後の経済を計画的に誘導してきた歴史をもつフランスにとって最も興味深いのは、近年におけるドイツ経済の好調が、労働市場改革や社会福祉制度改革といった政治主導による一連の政策や施策に裏付けられているという事実である³⁾。EU統合の深化とともに一層重要性を増す仏独経済の均衡という命題は、両国経済の基底を成す構造上の相違を顕著に浮かび上がらせるとともに、国際競争力の発揮に寄与する中間規模

表II-1 フランスにおける中堅企業論の経緯

年	タイトル	著者/編者
2006	「フランスに資する中小企業戦略」 (<i>Une stratégie PME pour la France</i>)	Betbèze, J.P. et Saint-Étienne, C.
2008	「中堅企業の発展」 (<i>Le développement des entreprises de taille intermédiaire</i>)	Vilan, F.
	「ミッテルシュタント：われわれのミッシング・リンク」 (<i>Mittelstand: Notre chainon manquant</i>)	Stoffaës, C.
2010	「新たな成長の中核たる中堅企業」 (<i>Les entreprises de taille intermédiaire au coeur d'une nouvelle dynamique de croissance</i>)	Retailleau, B.
2012	「ミッテルシュタントの新評価」 (<i>Pour un nouveau regard sur le Mittelstand</i>)	Kohler, D. et Weisz, J.-D.

出所：筆者作成。

3) フランス中堅企業論の背景としての仏独経済の状況については、山口隆之（2013b）、180-183ページを参照されたい。また、労働政策と社会福祉政策を連携させ給付制度の見直しによって雇用促進を図った、ドイツのいわゆる「アジェンダ21」については、川田知子（2009）、齋藤純子（2008）、独立行政法人 労働政策研究・研修機構（2006）、橋本陽子（2005）等が詳しい。

企業や中堅企業層の薄さ、というフランスの弱点を政策的に解決すべきという議論を生んだ。

当該状況と連動して、近年では、両国の経済構造や産業構造の特徴を質的・量的な観点から比較分析し、フランスにおける中規模企業や中堅企業振興上の問題点や課題を指摘する分析や報告書も増えている。表II-1は、ある程度公的な性質を帯びた調査や報告書、あるいは政府への提言をまとめたものである。

2. 中堅企業論の経緯とその特徴

フランスが他国と比較して零細規模層の厚さを特徴とすることは、過去においても断片的に指摘されるところであった。しかしそれが、中間規模企業や中堅企業の振興と結び付けられ、本格的な政策論に発展する契機となったのは、将来的な中小企業政策の在り方を示した2006年の報告書「フランスに資する中小企業戦略（*Une Strategie PME pour la France*⁴⁾」の指摘によるところが大きい。当該報告書は、「内閣経済諮問委員会（CAE: conseil d'analyse économique）」の手によるものであり、その作成にあたっては、大手金融機関「クレディ・アゴリコル（Credit Agricole S.A.）」のチーフ・エコノミストやトゥール大学の教授が中心的役割を果たした。ここでは中小企業から急成長を遂げる企業がカモシカ（gazelle）と比喩的に表現され、それがフランス経済に及ぼす影響の大きさが確認されている。諸外国に比してフランスの中間規模企業や中堅企業層が薄いことは明らかであり、当該状況の克服の内にフランスが抱える現代的課題、特に雇用問題の解決と経済成長実現の途があると指摘している。

2008年には、同年の「経済近代化法」の内容と並行して、中堅企業を本格的に扱った「中堅企業の発展（*Le developpement des entreprises de taille inter-*

4) Betbeze, J. P. et Saint-Étienne, C. (2006). なお、フランス中堅企業論の経緯や背景、およびフランス中堅企業の実態については山口（2013 a）、山口（2013 b）も参照されたい。

*mediaire)*⁵⁾」および「ミッテルシュタント：われわれのミッシング・リンク (*Mittelstand: notre chainon manquant*)⁶⁾」が政府に提出された。前者は、政府の諮問機関である「経済・社会・環境評議会 (CESE: conseil économique, social et environnemental)」の手によるものであり、社会的側面や法制面の現状に鑑みつつ、中堅企業が果たす役割をフランス社会に広くアピールすることの重要性、およびこれら企業の支援に向けた初步的提案を示したものであった。また、後者は、近年におけるドイツの競争力を分析するべく、企業・貿易担当大臣 (secrétaire d'Etat aux entreprises et au commerce extérieur) の求めに応じて作成されたものであり、フランスとドイツの経済発展過程、およびそこで形成された両国経済や産業構造上の特徴を踏まえつつ、「フランス版ミッテルシュタント」の振興による両国の均衡的発展や、地域間格差の是正、さらには欧州統合の深化を展望するものであった。

こうした議論を経て、2010年には、「新たな成長の中核たる中堅企業 (*Les entreprises de taille intermédiaire au cœur d'une nouvelle dynamique de croissance*)⁷⁾」が政府に提出された。これは、中堅企業の育成に関する大統領諮問への答申としてヴァンデ県 (Vendée) の上院議員らを中心とするワーキング・グループが作成したものであり、中堅企業が輸出や雇用面で国民経済に果たす役割を再確認するとともに、一貫性のある企業成長支援の必要性を説くものであった。他国に比したフランス中堅企業のハンディキャップとしては、たとえば課税負担や社会保障費負担の重さ、ベンチャー・キャピタルをはじめとするリスク・マネーの不足、厳格な解雇規制により硬直化した労働市場、リスク忌避的な国民性、複雑かつ多岐に渡る規制の存在等を指摘しており、具体的な政策展開に向けた留意点もあわせて示している。

2012年には、以下本稿で取り扱う「ミッテルシュタントの新評価 (Pour un nouveau regard sur le Mittelstand)⁸⁾」が政府の「投資戦略ファンド」の要

5) Vilain, F. (2008).

6) Stoffaës, C. (2008).

7) Retailleau, B. et al. (2010).

8) Kohler, D. et Weisz, J.-D. (2012).

請に基づいて作成された。タイトルからも分かる通り、ここでの関心は、ドイツにおけるミッテルシュタントの特性把握と、それを支援する諸要素の解明にある。ミッテルシュタントがドイツ固有の文化や歴史と不可分なことを認めながらも、これら企業を支える制度環境の分析に多くの注意が払われていることが特徴である。

以上のフランス中堅企業論に共通するのは、中間規模企業層や中堅企業層の薄さをネガティブに捉える、いわゆる問題論であるという点、そしてこうした状況の克服の内に国際競争力の回復と雇用問題をはじめとする国レベルの諸問題の解決を展望するという、ある種の期待論としての性質を備える点である。

たとえば、前者の視点からは次のような指摘がなされる。「ドイツとの比較からは、我々の産業構造におけるミッシング・リンクが明らかである。すなわち、中規模で品質の高い製品分野に特化し、高い技術をもち、輸出志向で、かつ地域にしっかりと根を下ろした企業が不足している⁹⁾」、「ドイツやイギリスと比べてフランスには中堅企業が半分以下しか存在しない¹⁰⁾」、「フランスの中堅企業は4600社であるのに対して、イギリスでは1万社、ドイツのそれは1万2000社である¹¹⁾」。むろん、統計処理上の問題もあり、両国の企業構成を単純比較するのはやや乱暴であるが、たとえば図II-1にみられるように、フランスの中間規模企業や中堅企業の不足を示すデータが示される機会が増えてきたことは確かである。ここでは、両国的人口差を考慮するにしても、従業員50人～2000人規模の企業が不足している事が示されている。

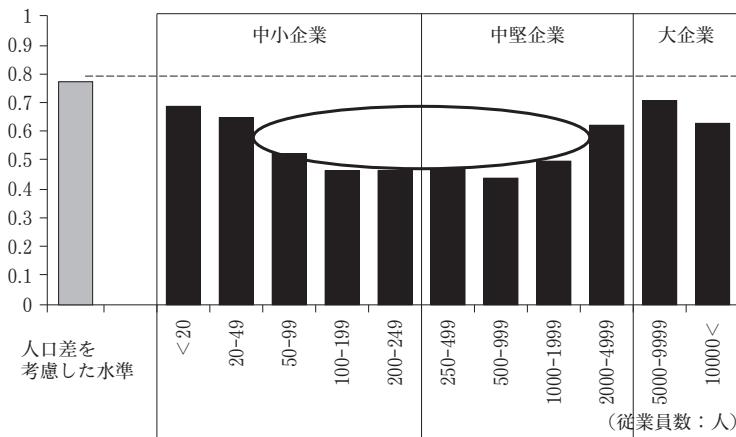
次に期待論の視点からは、中間規模企業や中堅企業の振興が、イノベーション活動の促進や民間活力の積極的活用、輸出振興による国際的プレゼンスの向上と結び付けられる事が多い。そして、特に強調されるのは、戦後フランスの慢性疾患ともいえる雇用問題への影響である。たとえば、先述の「内閣

9) Stoffaes, C. (2008), p. 139, "INTRODUCTION".

10) Retailleau, B., et al. (2010), p. 2.

11) Gattaz, Y. (2010), p. 14.

図II-1 仏独の企業構成（従業員ベース）



※ドイツの値を1とした場合。

出所：Kohler, D. et Weisz, J.-D. (2012), p. 15.

「経済諮問委員会」による報告書では、「フランスでは従業員300人規模の企業が1万社不足している。当該300万の新規雇用があるとすれば、ここでわれわれの経済的、社会的そして財政的問題は解決されるのである¹²⁾」とし、雇用問題の解決を端緒とする国内諸問題の解決可能性を示唆している。また、フランス「経済財政産業省 (ministère de l'économie, des finances et de l'industrie)」の要請に基づいて行われた調査では、全産業部門に占めるフランス工業部門の割合がドイツのそれと同程度であり、同部門の企業の平均従業員規模が両国で同じと仮定すれば、フランスでは新規に88万人の雇用が見込まれると試算している¹³⁾。これは、工業部門の寄与無くして雇用環境の改善が困難なこと、およびフランスにおける当該部門の比重の低さが問題であることを指摘するものである。

12) Betbeze, J.P. et Saint-Étienne, C. (2006), p. 7.

13) Coe-Rexecode (2011), p. 126.

III ミッテルシュタントとは何か

1. 定義

ドイツのミッテルシュタントについては、統一的定義が存在しない。しかし、慣習的にはボンにある「ミッテルシュタント研究所（Institut für Mittelstandsforschung Bonn）¹⁴⁾」による定義が引き合いに出されることが多い。ここでは量的基準と質的基準を組み合わせて、従業員数500人未満、年間売上高5000万ユーロ未満、同族性（少なくとも議決権の50%以上が同族の1人、もしくはそのメンバーによって所持され、これらの人人が企業経営を担っていること）が条件とされる。量的基準についてみれば、売上高の上限は、EU基準の中小企業定義（5000万ユーロ以下）と重なるが、500人未満という従業員規模は、EU中小企業基準（250人未満）の倍にあたる。

また、同族性については、たとえば、「同族所有企業財団（Stiftung Familienunternehmen）」が、次の条件を提示して、上記の定義を精緻化している。

—意思決定権の大部分が当該企業の創設者もしくは当該企業の株式所有者に委ねられている、もしくは、それらの配偶者、両親、子または子の直接相続人に委ねられていること

—意思決定権の大部分が直接相続人もしくは間接相続人にあること

—少なくとも家族の代表者または親族が公式に当該企業のガバナンスへの参加を認められていること¹⁵⁾

総じてフランス中堅企業論で評価されるのは、ドイツにおけるミッテルシュタントの同族的性格やその独立性、顧客や従業員あるいは取引先との密接な

14) 1957年に設立されたドイツ最初のミッテルシュタント研究所。連邦政府との出資に基づき運営される。

15) Kohler, D. et Weisz, J.-D. (2012), pp. 29–30. なお、同族性の内容については、下記「同族所有企業財団」のHPを参照。

<http://www.familienunternehmen.de/likecms.php?site=tpl%2Fsite.html&nav=-1&siteid=170&entryid=0&sp=0>

関係、地域との関わりの深さである。紙幅の関係もあり、以下では歴史的側面と経営的側面を中心にミッテルシュタントの特徴を確認する。

2. 歴史的側面¹⁶⁾

ミッテルシュタントには上述の枠組みが適用されることが多いものの、それは、ドイツ固有の歴史と不可分なこともまた事実である。ミッテルシュタントという言葉の起源は17世紀に遡るとされるが、今日その言葉には大きく二つの意味、すなわち、中間身分という社会秩序や職業上の地位に関わる意味と中間規模企業という意味が備わっている。

かつてドイツ農村部に中間身分として現れたミッテルシュタントの多くは、手工業者や商業者であった。その後工業化や近代化が進むにつれ、当該身分は、経営者、生産者、親方、商業者といった集団として再組織化されたのであるが、ミッテルシュタントは本来、世代を超えた長期的視点から生産に必要な資産の伝承と蓄積を行う主体であり、その意味で長期的な視野に立った社会政策上の役割を果たしていたと考えられる¹⁷⁾。

そして、現代に残るミッテルシュタントの基本的特徴が固められたのは戦後である。まず、戦後処理の段階において、占領国はドイツのコンツェルンがヒトラー政権を支えたものと見なしたため、1945年から1950年にかけてはカルテルの解体を推し進めた。ここでのスローガンは、小さい事は美しい（small is beautiful）というものであり、ミッテルシュタントは当時のエアハルト（Erhard, L.）経済大臣の下、「社会的市場経済」¹⁸⁾を目指す上で、新しい自由と競争の象徴として賛美された。

16) 以下の歴史的側面の内容については、Kohler, D. et Weisz, J.-D. (2012), pp. 17-19 を参照。

17) Stoffaes, C. (2008), p. 3.

18) 今日のミッテルシュタントの社会的位置付けや特徴を理解する上では、戦後ドイツの政策に影響を与えた理念や指導原理の影響を軽視できない。特に「フライブルグ学派」あるいは彼らが創刊した年報のタイトルにちなんで、その後「オルド自由主義（Ordo-liberalismus）」と呼ばれるに至った思想は、戦後ドイツが目指した「社会的市場経済」実現の上で大きな影響を与えた。「社会的市場経済」で目指すべくは、自由主義に基

続いて、ドイツの東西分裂は、花形であった産業と労働力の地理的分裂を招いたため、これが、地域レベルの産業振興へと繋がり、現代的なミッテルシュタントの誕生を後押しした。ベルリン（Berlin）やルール（Ruhr）はもとより、ドイツでは幾つかの力を持った産業地域が生まれ、その中でミッテルシュタントは次々と組織化されていった。これは各州の自治権の下に企業が集積し、発展を遂げるというドイツ・モデルの原型となつた¹⁹⁾。

戦後の「オルド自由主義（Ordo-liberalismus）」の思想に基づいた、「社会的市場経済」を実現する過程で目指されたのは、経済的、社会的、政治的利害の調和、資本家の利益と労働者の利益の調和、個人の自由と制度を介した規制の間に発生する軋轢の緩和であったが、この過程でミッテルシュタントは、独占や寡占によって健全な自由競争状態の成立を危うくする大企業に対しての反対勢力として期待された。加えて、このように様々な中間的性質をもつ主体間の調和や統合を重んじる過程では、共同体的思想（コーポラティズム）や社会的結束の重要性、あるいは地域への帰属意識や職業集団としての誇り、社会構成員としての誇りが価値あるものとして評価された。ミッテルシュタントはこのように、国と個人の中間に存在する様々な主体間の共同や調和、あるいは時として統合に価値を置くドイツの伝統、そして、それに基づいた制度や環境に支えられたものである。

3. 経営的側面²⁰⁾

ミッテルシュタントは、単に量的方法で表現できるものではなく、ある種

づく「経済の秩序」というべき理想状態である。しかし経済を自由放任主義に任せていっては、独占やカルテル、あるいは一部の経済権力の出現を招くため、理想とすべき秩序は保たれない。そこで国は競争秩序が有効に働くよう、適切な経済政策を行うのであり、いわば健全な競争環境を維持するという目的の限りにおいて、国による市場介入に正当性が認められるという立場である。こうした「社会的市場経済」の基底をなす思想や学派の動向、具体的な政策については、井上孝（1992）、黒川洋行（2012）で詳細な説明がなされている。

19) 当該報告書では、こうした地域と企業が密接な関係にある典型例として、シュトゥットガルトのメルセデス社やミュンヘンのシーメンス社を挙げている。

20) 以下の内容については、Kohler, D. et Weisz, J.-D. (2012), pp. 41-60 を参照。

の価値体系であると考えられる。換言すれば、それは現象面のみから把握されるものというよりは、むしろ社会政策的なプロセスを通じて実践されてきた理念や特定の態度を表象している。倫理的・価値的・行動的側面を踏まえるとき、ミッテルシュタントの経営的特徴として次の事柄が指摘される。

① 企業家

戦後ドイツの「社会的市場経済」を牽引した先のエアハルトによれば、ミッテルシュタントが高めるべき価値は、使命や目的に対する個人の責任感や自律性、独自の手段へのこだわり、成功への熱意、そして自由で開かれた社会に対する意思であるという。これはまさしく、企業家の資格そのものである。換言すれば、ミッテルシュタントは、責任感やリーダーシップ、リスクへの挑戦、イノベーション志向、長期的視点に基づく利益の確保といったように、本来、企業家が備えるべき価値的側面を備えるものと理解される。

② 自律性

自律性とは企業家が当該企業の目的を掌握していることを意味する。企業家は企業業績や企業成長の鍵を握っているのであり、彼が行う重要な意思決定について外部から強要される事があってはならない。そしてこれが企業の独立性を保証する。

③ 長期的経営視点

長期的視点とは、一過性の利益を求めることなく、また投機的あるいは機会主義的発想によることなく、目標設定を行い、かつそれを継承して持続的な成長を目指すことである²¹⁾。

④ 広範に及ぶ社会的責任の範囲

ドイツでは1979年に連邦憲法裁判所によって、「共同決定法」²²⁾が基本法14

21) ここでは、あわせてドイツ企業が、長期的視点から次世代への事業継承を視野に入れことが多いのに対して、フランスの企業家は、自己の利益のために企業転売を好む傾向にあることが指摘されている。

22) ドイツの共同決定制度については、比較的多くの研究が存在し、その分析視点や問題意識もさまざまであるが、たとえば労働運動や労働組合との関係に触れたものとして平澤克彦（2006）、思想や構造的側面を中心とした分析として村田和彦（1987）、ドイツ社会や文化との関係を踏まえたものとして岸田尚友（1978）がある。

条で規定される憲法上の財産権に抵触しないことが確認された。すなわち、ドイツでは資本家の活動や行動は、それに関わる人々の財産に奉仕すべきものと考えられており、企業の利益は資本家のものであると同時に、それを構成するメンバーの共有物であるとの考えが広く受け入れられている。資本家、経営者、労働者も含めて「我々の企業」というドイツ流の捉え方がよくみられるることは、社会的結合が広く浸透していることの証左である²³⁾。

⑤ 地域密着性

地域密着性の高さは、ミッテルシュタント的価値の中心を占める。典型的なミッテルシュタントは、経済的合理性の観点から生産要素やインフラの充実度といった指標に基づいて立地選択することは稀であり、むしろ社会的責任を果たす最優先の場として地元を捉えている。換言すれば、経済空間と社会空間は一致することが自然と考えられているのであり、ミッテルシュタントの地域への愛着は家族的雰囲気に支えられる。

フランス的発想からすれば、家族主義と地域主義に基づく企業支援の存在もさることながら、これらが実際の企業利益に結び付いている事もまた新鮮である。地域内の経営者達は、職業意識や価値観を共有しているという意味では、横並びの存在にある。また、彼らは社会貢献活動やイベントへの参加、あるいは助成金の拠出を通じて、従業員や地域社会に敬意を払っている。何れにせよ、ドイツでは共同的価値を優先することの重要性が広く認識されている。

⑥ 職業意識の高さと製品品質へのこだわり

経営者や労働者がもつ高い職業意識は、ミッテルシュタントの特徴である。ドイツには自動車をはじめとして、品質や信頼性の面で世界的評価を受けている産業分野が多いが、この背景には、製品品質に対する高い職業意識の存在や、継続的な投資を厭わない企業行動がある。

品質の追求においては、高度な専門技術と問題解決能力を有するエンジニア

23) Bourgeois, I. et Reisach, U. (2007), p. 23.

アの確保や養成が欠かせないが、これには、職業専門学校や職業学校と並行して企業の職業訓練を受けられる、いわゆるデュアル・システムやマイスター制度に代表される職業訓練制度が、用意されてきた。フランスとは異なり、ドイツには専門的人材を輩出する多様な教育システムが存在し、それがミッテルシュタントの競争力を支えている。

⑦ 企業情報の機密性保持と信頼の重視

一般にミッテルシュタントは、財務情報や戦略に関わる情報の開示に慎重である。ドイツでは、従業員250人規模あるいは売上高3200万ユーロを超える際には、詳細な企業情報や財務情報を開示する法的義務を負うことになるために²⁴⁾、これら情報開示の回避を目的として大きな事業体を複数事業体に分散するケースも見受けられるほどである。こうした企業情報の開示に対する慎重な態度は、企業の競争力維持に貢献するが、他方でドイツには、後述するハウスバンクのシステムが普及していることから、金融機関が信頼関係のもとに個別企業の情報に精通しているという実態がある²⁵⁾。

以上のミッテルシュタントに備わる特徴に加えて一層重要なのは、これら

-
- 24) ドイツでは従業員規模でいえば、50人および250人という二つの境界を基準として、段階的に売上高、貸借対照表、損益計算書、付表や活動報告書等の開示義務やその範囲が制限される。
- 25) 以上の内容に加えて、当該報告書では、グローバル・ニッチ企業に着目したハーマン・サイモン（Simon, H.）の分析をミッテルシュタントの特性把握に際して参考している。ドイツに典型的にみられるグローバル・ニッチ企業は「隠れたチャンピオン企業（hidden champions）」ともいべき存在であり、その特徴は、規模的には大企業に及ばないものの、特定市場において世界的リーダーであり、多くは目立たない製品に特化しつつも、高い成長性を有していることにある。その戦略上あるいは行動上の特徴として指摘されているのは、以下のとくである。企業目標が長期的であること、市場分野の絞り込み（コア市場への集中）をおこないつつ、そこでの支配的地位の獲得を目指していること、高度な専門性を追求し、それによって価格競争の回避と高い収益性を可能にしていること、顧客との距離が近いこと（緊密性と継続性）、市場の地理的拡大に積極的で直接販売志向をもつこと、高いイノベーション思考や製品品質へのこだわりをもつこと、従業員能力が高いこと、本社が地方立地のケースが多く、同族的経営を特徴としていること。これらの詳細については、Simon, H. (2009) を参照されたい。また、近年我が国でもドイツのミッテルシュタントの特徴が紹介されており、たとえば、経済産業省編（2013）、130-149ページでも詳細な分析が示されている。

要素が互いに影響し合い、相乗効果をもたらしていることである。すなわち、諸要素はミッテルシュタントにおいて、いわば内なる好循環を形成している。

IV ミッテルシュタントを支える環境：エコシステム

1. エコシステムの要素²⁶⁾

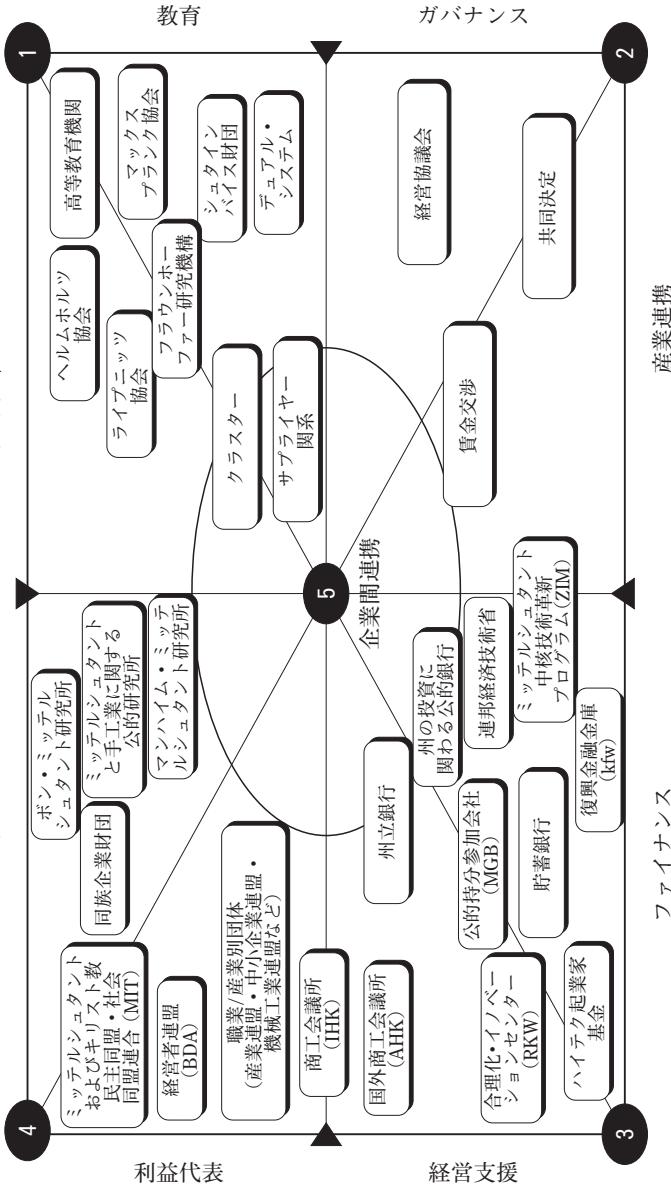
ミッテルシュタントの存在と存続は、歴史や制度を含めた環境と、何よりもそこにおける多様な活動主体の様々な相互作用を無くしてはあり得ない。当該報告書ではミッテルシュタントを取り巻く環境を敢えてエコシステム（ecosystem）と表現し、その内容を考察している。ミッテルシュタントのエコシステムを構成する要素は、大別すると次の5つの領域に分かれるが、これらの関わりの範囲や程度は、企業の要求に応じて柔軟に変化することが重要である。

- ① 教育機関、研究機関、イノベーション支援機関
- ② 企業ガバナンスに関わる制度や産業全体に関わる制度や機関
- ③ ファイナンスや経営支援に関わる制度や機関
- ④ 調査研究機関や利益代表団体
- ⑤ 企業

ミッテルシュタントのエコシステムを構成する5つの領域は、相互補完的関係にあるとともに、主体によっては複数領域に及ぶ活動をしていることもある。図IV-1は、ミッテルシュタントの競争力を支えている構造を説明するものであるが、当該報告書が着目するのは、これら諸主体の存在というよりは、むしろ諸主体間にみられる相互作用それ自体である。当該エコシステムの構成要素は多様であり、かつそれらが作り出す関係も複雑であるが、特にフランスに興味深い側面として、企業間関係のあり方、多様な主体から構成される研究支援体制、地域基盤の企業支援体制、ハウスバンクの存在が注目される。

26) 以下の内容については Kohler, D. et Weisz, J.-D. (2012), pp. 63-72 を参照。

図IV-1 ミッテルシュタントのエコシステム
調査研究 / イノベーション



出所：Kohler, D. et Weisz, J.-D. (2012), p.67をもとに、一部加筆・削除。

2. 企業間関係（サプライヤー関係）²⁷⁾

企業間関係について、ドイツでは下請け代金の支払い遅延防止を目的とする法整備が進んでいることはさることながら、フランスとは異なり、総じて企業間取引を規制する法律が、取引当事者間の協力関係を前提として構成されているのが興味深い。すなわち、中小企業同士や下請企業同士の取引において協調的要素がみられるばかりでなく、発注大企業と下請企業の取引関係においても、信頼や協力に基づいた取引が広く普及している事がうかがえる²⁸⁾。

たとえば、ロワール＝アトランティック県（Loire Atlantique Loire-Atlantique の「手工業会議所（CMA: chambre de metiers et de l'artisanat）」が行った、ドイツの下請企業間関係に関する調査では、製品品質の維持向上を目的として、発注企業の能力開発のために投資を行っている下請企業が存在することや、取引当事者間において管理手法の共有がなされているという実態が報告されている。また、発注企業が、下請企業の売上高の20–25%を超えない限りでの取引を心掛け、過度に自社への依存を強めないよう配慮していることも明らかにされている。このような協力的な取引関係においては、高い品質を実現するために取引当事者間で定期的な交流の機会が持たれ、双務的な投資が促進されている²⁹⁾。長期的取引関係への志向が、ミッテルシュタントの安定性や独立性の維持を可能ならしめているのである。

3. 多様な主体から構成される研究支援体制³⁰⁾

ミッテルシュタントのエコシステムの二つ目の特徴は、多様な研究機関とそのネットワークにある。ドイツには大学以外に複数の研究機関のネットワークが存在し、棲み分けを行うとともに相互に機能を補完している。主な

27) 以下の内容については Kohler, D. et Weisz, J.-D. (2012), pp. 72–73 を参照。

28) ドイツの中小企業政策や下請けについては三菱総合研究所（2011）、207–249 ページが詳しい。

29) Chambre de métiers et de l'artisanat de Loire Atlantique (2011), pp. 3–6.

30) 以下の内容については Kohler, D. et Weisz, J.-D. (2012), pp. 73–76 を参照。

ものとして、「フランホーファー研究機構（Fraunhofer-Gesellschaft）」、「マックスプランク協会（Max-Planck-Institut）」、「ヘルムホルツ研究機構（Helmholtz-Gemeinschaft）」、「ライプニッツ協会（Gottfried-Wilhelm-Leibniz-Gesellschaft）」の4つが知られており、それぞれは複数の研究機関や施設によって構成される。

研究機関の多様性もさることながら、注目すべきは、これら研究機関の繋がりである。特に、注目されるのは、図IV-2中の中心に位置づけられる「フランホーファー研究機構」である。当該機構の資金の約3割は公的資金で賄われるが、残りは企業や政府からの委託研究によるものであり、産業界との強いパイプを通じて、特許数の多さでは際立っている³¹⁾。そして、特許権による収入は、間接的に基礎研究に配分される仕組みになっており、この意味で基礎研究と応用研究を結びつける役割も果たしている。

加えて企業レベルでのイノベーション活動の促進を目的とする当該研究機構は、企業や大学と協定を結んでいることから、教育界と産業界の橋渡し役としての機能も担っている。また、人材開発については、就学中や就学後の学生に一定期間の雇用機会を提供するなど、就学を継続させつつ学業過程を終了させる制度も導入している。

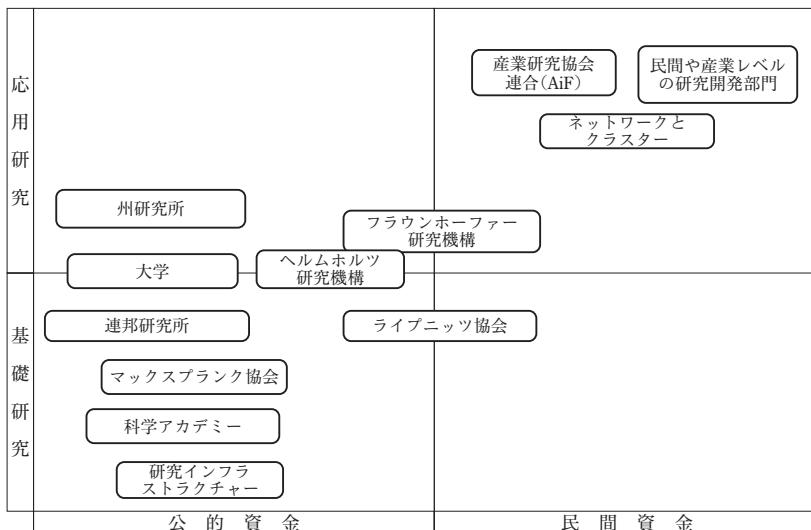
このように多様かつ相互補完関係にある研究機関のネットワークが地域に張り巡らされ、地元企業と密接な関係にあることは企業支援の上で重要な意味をもつ。特に小規模企業は、これら研究機関を媒介することで高度な専門能力を同一地域内で共有可能なのであり、加えてスタートアップ企業にとっては、本来自社内で行うべき研究開発の外注化が可能になるからである。こ

31) HPによれば「フランホーファー研究機構」は、年間研究予算約19億ユーロ、66の機関と研究所から構成され、約2万2000人の科学者とエンジニアを擁している。「マックスプランク協会」は基礎研究を中心とするのに対して、「フランホーファー研究機構」の主要対象領域は応用研究である。各組織についてはHPを参照。なお、ドイツの研究環境については以下が詳しい。

“Reserch in Germany”

<http://www.research-in-germany.de/dachportal/en/Research-Landscape/Research-Organisations.html>

図IV-2 ドイツにおける研究環境



出所：ウェブサイト “Research in Germany”

(<http://www.research-in-germany.de/dachportal/en/Research-Landscape/Research-Organisations.html>)

うしたドイツの状況は、グランゼコールをはじめとした、国によるいわゆるエリート教育を中心に据え、特に先端技術分野の研究開発においては政策と連動した公的部門が圧倒的主導権を握ってきたフランスの状況とは、かなり異なるものである。

4. 地域基盤の企業支援体制³²⁾

ドイツの企業支援は二層構造になっている。すなわち、連邦制を採用するドイツでは、州が当該地域の経済政策について大きな権限をもち、連邦政府による介入は、補完性原則に基づいて、市場の失敗が生じるときにのみ正当化される。過去フランスは、国の強力なリーダーシップのもとに特定の分野

32) 以下の内容については、Kohler, D. et Weisz, J.-D. (2012), pp. 63-66, pp. 76-79 参照。

をターゲットとした産業育成政策をとってきたが、ドイツのそれは地域レベルの産業振興を前提としており、政策や施策の多くは、産業分野を問わないことが多い³³⁾。これは地域レベルでの産業分野の垣根を超えたシナジーの発揮に優位に作用している。

ここでドイツの州にフランスの地域圏（région…県（departement）の集合）の概念を重ねるのは、無理がある。まず、ドイツの州は、一般にフランスの地域圏よりも規模が大きい。ドイツは20世紀初頭より地方行政の範囲を経済圏のサイズに合わせるよう努めた結果、大きな都市の形成をみるに至った。たとえば、ドイツで3番目に広いバーデン＝ヴュルテンベルク（Baden-Wurtemberg）州の人口は1000万人以上であるが、フランスで最も大きな地域圏であるローヌ・アルプ（Rhône-Alpes）でさえ、その人口は600万人規模である³⁴⁾。このように、ドイツの州とフランスの地域圏は空間規模においても構造面においても一致しない。

加えてドイツの州政府は、フランス政府が果たしている役割の多くを担当している。すなわち、各州は固有の主権をもつ国のような存在であり、法的な権限はまず州を出発点として、ボトムアップ的に組み立てられる。これは、国からのトップダウンを基調として地方分権を進めてきたフランスの歴史とは相当異なるものである。

州の存在はもとより、ドイツでは国と個人の間に様々な組織や構造が存在するために、地域レベルの多様な取り組みや、地域特性を考慮した企業支援が可能になっている。後述するようにフランスは、国と個人の間に存在する中間的組織の存在を否定してきたという歴史をもつてのに対して、19世紀に近代化をみたドイツでは、たとえば職業別組合や共同組織の伝統が価値あるものとして継承された。この結果、企業は地理的、分野的に組織化されるとと

33) 連邦政府と地方政府の中小企業振興については、平澤克彦（2002）が詳しい。

34) その上、ドイツでは州をはじめとする地方自治体の地位は高く、その権限は強い。また、フランスにはおよそ3万6000以上の最小行政単位であるコミューン（commune）が存在するのに対して、フランスより約30%人口が多いドイツのそれは、約1万1250と顕著な違いがある。

もに、地域の公的権力との関係を強めていったのである。

5. ハウスバンクの存在³⁵⁾

ドイツには、貸出業務や預金業務を行う金融機関として民間商業銀行、貯蓄銀行、信用協同組合の3大グループが存在するが、特定の企業と長期的な関係を構築している銀行が多く、これらは一般に、ハウスバンクと呼ばれている。ハウスバンクは、短期的かつ巨額の融資を行うよりもむしろ、長期的な観点から企業を支援することを一義的な目的としており、これがミッテルシュタントの経営の安定性と長期的な視点に基づく戦略を支えている。ハウスバンクの優位性は、次のようにまとめられる。

- ・顧客企業の情報に優先的にアクセス可能であることから、情報の非対称性が克服され、取引コストや企業の信用リスクが低下する
- ・近接性や地域性を重視しているため、地元のネットワークや産業特性に精通している
- ・顧客企業の情報や地域情報に精通していることから、コンサルティング機能を果たす能力を備える

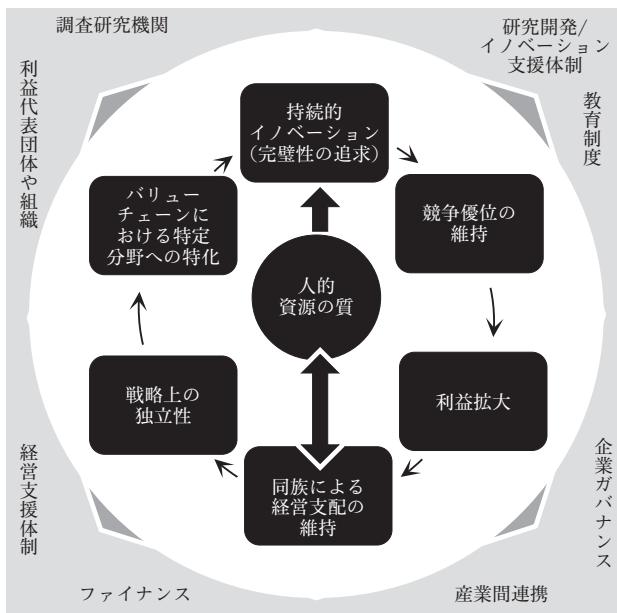
以上に加えて、ハウスバンクは、企業が政策金融や公的資金へアクセスする際の窓口にもなっており、地域情報や企業情報を熟慮した上での資金配分に一定の役割を果たしている。

ハウスバンクは、あくまで企業を長期的視点から支援していくことを重視するため、企業評価においては、たとえば、経営者の人格や後継者に関する情報、また詳細な事業環境情報といった複数の指標が参照されることが多い。企業との関係は、忠誠心や信頼を伴うものであり、それは情報探索や評価に関わるコストの低減をもたらし、結果的に低い貸出金利の実現を可能にしているのである³⁶⁾。図IV-1は、これまで考察してきたミッテルシュタントの

35) 以下の内容については、Kohler, D. et Weisz, J.-D. (2012), pp. 80-92 を参照。

36) 当該報告書では、以上に加えて、非公開性と組織的柔軟性の面でメリットの多い有限会社 (GmbH: Gesellschaft mit beschränkter Haftung) が広く普及していること、税制

図IV-3 ミッテルシュタントの内的好循環とエコシステム



出所：Kohler, D. et Weisz, J.-D. (2012), p. 91 をもとに一部加筆・修正。

特徴と、そのエコシステムの関係を示している。

V フランスとの相違：ミッテルシュタントが意味するもの³⁷⁾

これまで考察したミッテルシュタントのエコシステムを構成する諸要素は、互いに影響し合っているのであり、特定の要素を抜きしその効用を論じることは意味をなさない。むしろ、フランスがミッテルシュタントのエコシステムから学ぶべきは、そこにおける諸要素が織りなす関係そのものであり、それを機能させているドイツの伝統、すなわち、共同体や社会集団の維持・發

面での恩恵が受けやすく、かつ事業承継や相続に有利な財團の利用が進んでいること等もミッテルシュタントやその環境の特徴として取り上げている。

37) 以下の内容については、Kohler, D. et Weisz, J.-D. (2012), pp. 17-25, pp. 54-56, pp. 63-66, pp. 76-77, pp. 90-92 を参照。

展に価値を見出すドイツの風土である。

ドイツは社会における多様な集団や組織の存在を許容してきたという歴史をもっている。かつて小国に分かれていたドイツでは、国内に生じる分散的な要求に応じるために、国と個人の間に様々な集団や組織が求められた。そして、これらの間に生じる利害対立を緩和するためにも共同や協調に価値が置かれるようになった。

これに対して、フランスの歴史では、たとえば、フランス革命後に職業組合をはじめとする組織や団体の存在を否定した1791年の「ダラルド法」や「ル・シャプリエ法」に代表されるように、当時の権力と密接な繋がりを持ち特権を獲得していた社会集団や組織、すなわち、国家的利益と国民個人の利益の間に介在する集団や組織、そしてその共同関係が否定された。この中間的組織の拒否という伝統は、紆余曲折がありながらも、戦後においてなお引き継がれ、むしろ国が中央集権的性格を強める上ではプラスに作用した³⁸⁾。なぜなら、それにより、分散的な民間に生じる争いを介入や規制によって仲裁するという国の役割が高まったからである。

こうして、国と個人の間における中間的組織や水平的な繋がりを拒絶しつつ、トップダウン的に進められたフランスの政策では、企業規模や産業分野の違いが決定的な意味を持った。換言すれば、企業はその規模や産業分野ごとに分断され、異なる企業規模間や産業分野間の連携や連続性が政策上考慮される機会は少なかった。

企業区分についてみると、ドイツのミッテルシュタントが社会的要素、それゆえに質的基準を含めて定義され、かつ州独自の基準も尊重されてきたのに対しても、フランスでは国レベルで設定される量的基準による大企業と中小企業の区別が重視された。すなわち、戦後しばらくのフランスでは、政府や国

38) この点について、フランスでは19世紀から20世紀前半において様々な社会問題を、いわゆるコーポラティズムと結び付けて解決しようとする動きが何度か見られたが、第二次大戦中にヴィシー政権がコーポラティズムを政治秩序として掲げたことにより、フランスにおける共同体的価値観への不信と拒否は決定的になったとする見解がある。詳細については、鹿住大助（2006）を参照されたい。

の経済計画と密接なつながりをもつ大企業の役割に焦点があてられる一方で、小規模性と分散性を特徴として伝統産業や既存産業に広く分布する小規模企業の役割は、長らく消極的に評価されてきた。これは、いわば規模による企業の分断であり、従来のフランスにおいて企業の成長過程全体を見据えた政策や施策が見られなかっこと、および現在なお、中規模企業や中堅企業層が薄いことを説明する有力な理由の一つである。

次に産業分野を超えた連携についていえば、ドイツの連邦制の下では、州単位における企業間連携や産業の補完性が重んじられ、したがって、そこでは開発から生産、そして顧客サービスに至る一連のバリューチェーンを競争優位の発揮に向けて調整・統合していくことが可能であった。これに対して、フランスでは、地理的範囲というよりは、むしろ、国の戦略上の位置づけや規模に応じて企業が区別されてきたという経緯から、業種や産業間の溝は深いものとなった。そして、これは、たとえば機械産業と電気産業の融合といった重要なシナジー発揮の機会を奪うとともに、国土のおよそ4分の1の部分に大企業を中心とする近代産業が立地するという、国土開発上は好ましくない状況を生んだ³⁹⁾。

このように、過去の企業規模や産業分野による分断、あるいは地理的な分断を前提とした政策の展開は、中間規模企業や中堅企業層の薄さと、そのエコシステムの不在という現代フランスの弱みを理解する重要な手懸りである。

VI 結

以上、フランス中堅企業論の流れとその特徴を整理したのち、フランス政策サイドにおけるドイツのミッテルシュタント像を明らかにすべく考察を進めた。

フランスにおける中堅企業論の高まりは、両国経済の不均衡という最近の

39) ただし当該報告書では、ドイツのミッテルシュタントが抱える現代的課題の幾つか（専門的人材の確保、事業承継を迎える企業の増加など）についても言及している。これらについては、Kohler, D. et Weisz, J.-D. (2012), pp. 95-107 を参照されたい。

状況に刺激されたものであり、ここでミッテルシュタントは、いわば模範とすべき企業として扱われている。しかしながら、本稿でも明らかにされたようにミッテルシュタントは、本来ドイツ固有の政治・経済・社会、あるいは文化の在り方を背負った概念である。すなわち、それは、たとえば、歴史を通じて形成された地方政府と連邦政府の関係、教育制度のあり方や社会的規制の範囲、金融システム、といった社会を構成する多様なサブシステムとそれらの相互作用のうちに、はじめて理解されるものであり、したがって、「フランス版ミッテルシュタント」の創出と振興という議論は、単に企業や生産システムの模倣や移転といった次元を超えて、現行のフランス社会構造に対する懷疑論に結びつく性質のものである。むしろ、当該議論の広まりは、フランス政策サイドにおける社会構造改革の決意の一端を表していることを見逃してはならない。

フランスにおける中間規模企業や中堅企業層の薄さと、それを支えるエコシステムの不在という状況は、社会構造の基底を成す文化や歴史の態様を抜きにして理解できない。すなわち、ここで明らかになったようにドイツの社会構造は、水平方向の協調や共同に価値を置く中で形成されていったのに対して、中間的組織の拒絶という歴史的経緯をもち、国の強力なリーダーシップのもとに戦後の経済復興を果たしてきたフランスの社会構造は、様々な活動主体による水平方向の協調や共同、あるいは連携を通じた企業支援が求められる現代において機能不全を起こしていると捉えられている。われわれは、こうした、いわば国の成り立ちや社会構造の基底を成す事柄に踏み込まざるを得ないところに、フランス中堅企業論の根の深さをみる。すなわち、それはグローバル化の進展や欧州統合の深化の中で、大きな変革を迫られるフランス社会のジレンマを象徴しているのである。

(筆者は関西学院大学商学部教授)

【参考・引用文献】

- Beffa, J. L. (2005), *Pour une nouvelle politique industrielle*,
<http://lesrapports.ladocumentationfrancaise.fr/BRP/054000044/0000.pdf> (2012/12/28) [水上]

- 萬里夫・平尾光司訳（2007）「フランス新たなイノベーション政策に向けて」『専修大学都市政策研究センター論文集』、第3号】。
- Betbeze, J. P. et Saint-Étienne, C. (2006), *Une stratégie PME pour la France*, La Documentation française.
- Bergeron, L. et Bourdelais, P. (sur la direction de) (1998), *La France n'est-elle pas douée pour l'industrie ?*, Belin.
- Bourgeois, I. (2007), "Entreprises familiales : un rôle clef outre-Rhin," *Regards sur l'économie allemande*, n°82, pp. 31-34.
- Bourgeois, I. et Reisach, U. (2007), "Culture d'entreprise : «Le piège de l'américanisation»," *Regards sur l'économie allemande*, n°84, pp. 21-28.
- Bourgeois, I. (2008), "Succession : comment assurer la transmission de l'entreprise ?," *Regards sur l'économie allemande*, n°82, pp. 27-30.
- Bourgeois, I. et Lasserre, R. (2010), "Les PME allemandes : une compétitivité à dimension sociale et humaine", dans OSEO (2010), *PME 2010 : Rapport sur l'évolution des PME*, La Documentation française, pp. 181-197.
- Chambre de métiers et de l'artisanat de Loire Atlantique (2011), *Bilan de la mission en Allemagne CMA 44 Découverte des relations commerciales entre Donneurs d'ordre et Sous-Traitants Allemands*.
- CNIS (2008), *Rapport du groupe de travail sur la définition des catégories d'entreprises*.
http://www.cnis.fr/files/content/sites/Cnis/files/Fichiers/publications/rapports/2009/RAP_2009_113_%20definition_categories_entreprises.PDF (2013/12/1).
- Coe-Rexecode (2011), *Mettre un terme à la divergence de compétitivité entre la France et l'Allemagne (Etude réalisée pour le ministère de l'économie, des finances et de l'industrie)*, Coe-Rexecode.
<http://www.coe-rexecode.fr/public/Analyses-et-previsions/Etudes-Notes-publiques/Mettre-un-terme-a-la-divergence-de-competitivite-entre-la-France-et-l-Allemagne> (2013/12/1).
- DATAR (2004), *La france, puissance industrielle : une nouvelle politique industrielle par la territoires*, La Documentation française.
- DGCIS (2010), *Les dossiers économiques et statistiques : Les entreprises de taille intermédiaire (ETI)*, CPCI.
<http://www.industrie.gouv.fr/p3e/cpci/cpci2009-dossier-eti.pdf> (2012/12/28).
- Dhont, P. E. (2009), *Les entreprises de taille intermédiaire : un potentiel d'innovation à développer ?*, Centre d'analyse stratégique,
<http://www.cnisf.org/upload/pdf/noteveilleinnov.pdf> (2012/12/28).
- Gallois, L. (2012), *Pacte pour la compétitivité de l'industrie française*, La Documentation française.
- Gattaz, Y. (2010), *Les ETI, Champions cachés de notre économie 30 histoires d'Entreprises de Taille Intermédiaire*, François Bourin.

- Kohler, D. et Weisz, J.-D. (2012), *Pour un nouveau regard sur le Mittelstand*, La Documentation française.
- Lang, G. et Pichet, E. (2012), "La compétitivité fiscale du Mittelstand allemand : une leçon pour la France, *Revue de droit fiscal*, n° 14, pp. 46–55.
- Mellerio, O. (2009), *Transmission de l'entreprise familiale*, La Documentation française.
<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/094000584/0000.pdf>
(2013/12/1)
- MESR DGESIP/DGRI SIES, Dhont, P.E., Centre d'analyse stratégique et Pfister, E. (2009), *R & D: Le potentiel des entreprises de taille intermédiaire*, Ministère de l'Enseignement supérieur et de la Recherche.
http://cache.media.enseignementsup-recherche.gouv.fr/file/2009/32/1/NI0927_129321.pdf
(2012/12/28).
- OSEO (2010), *PME 2010 rapport OSEO sur l'évolution des PME*, La Documentation française.
- Picart, C. (2004) "Le tissu productif: renouvellement à la base et stabilité au sommet", *Économie et Statistique*, n° 371, pp. 89–108.
- Picart, C. (2006) "Les gazelles en France", dans Betbeze, J. P. et Saint-Étienne, C. (2006), *Une stratégie PME pour la France*, La Documentation française., pp. 77–115.
- Retailleau, B., Kirsch, A.-R., Faucheuix, M., Magne, Y. (2010), *Les entreprises de taille intermédiaire au cœur d'une nouvelle dynamique de croissance*, La Documentation française.
- Simon, H. (2009), *Hidden Champions of the 21st Century: Success Strategies of Unknown World Market Leaders*, Springer [上田隆穂 監訳・渡辺典子訳 (2012)『グローバルビジネスの隠れたチャンピオン企業—あの中堅企業はなぜ成功しているのか—』中央経済社].
- Stoffaës, C. (2008), *Mittelstand: notre chaînon manquant*, Conseil d'analyse économique franco-allemand.
<http://www.asmep-eti.fr/wordpress/wp-content/uploads/2013/05/Stoffaes-Mittelstand-anlyse-2008.pdf> (2013/12/1).
- Venohr, B., Meyer, K. (2007), "The German Miracle Keeps Running: How Germany's Hidden Champions Stay Ahead in the Global Economy," *Working Papers of the Institute of Management Berlin at the Berlin School of Economics*, No. 30.
http://www.mba-berlin.de/fileadmin/user_upload/MAIN-dateien/1_IMB/Working_Papers/2007/stworking_paper_30_text_endversion_1_2.pdf (2013/12/1).
- Vilain, F. (2008), *Le développement des entreprises de taille intermédiaire*, Conseil économique, social et environnemental.
<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/084000658/0000.pdf>
(2013/12/1)
- Zugehör, R. (2003), *Die Zukunft des rheinischen Kapitalismus: Unternehmen zwischen Kapitalmarkt und Mitbestimmung*, Leske+Budrich [風間信隆監訳・風間信隆・松田健・清水一之訳 (2008)『ライン型資本主義の将来：資本市場・共同決定・企業統治』文真

堂]。

- 伊藤白（2012）「ドイツの対外経済政策」『総合調査「技術と文化による日本の再生」』、国立国会図書館、201-214ページ。
- 井上孝（1992）「社会的市場経済」大西健夫編『ドイツの経済』早稲田大学出版部、11-29ページ。
- 岩橋誠一（1986）「Mittelstand 中間身分」について(1)—19世紀前半のドイツ手工業者層の把握のために—』『神戸学院経済学論集』第18巻2号、147-170ページ。
- 岩橋誠一（1986）「Mittelstand 中間身分」について(2)—19世紀前半のドイツ手工業者層の把握のために—』『神戸学院経済学論集』第18巻3号、77-95ページ。
- 遠藤輝明編（1982）『国家と経済 フランス・ディリジスムの研究』東京大学出版会。
- 大塚忠（2010）『ドイツの社会経済的産業基盤』関西大学出版部。
- 小田中直樹（2005）『フランス7つの謎』文春新書。
- 鹿住大助（2006）「フランスにおけるコルボラティズムの歴史」『公共研究』第3巻3号、248-262ページ。
- 鹿住大助（2007）「18世紀前半のフランスにおけるギルドと王権の経済政策：リヨン織物業ギルドの規約改定をめぐる国家の積極的介入について」『公共研究』第4巻第3号、115-143ページ。
- 岸田尚友（1978）『経営参加の社会構造—西ドイツの労使関係—』広文社。
- 川田知子（2009）「ドイツ労働者派遣法における均等待遇原則の憲法適合性」『亜細亜法學』第44巻1号、191-212ページ。
- 黒川洋行（2012）『ドイツ「社会的市場経済」の理論と政策—オルド自由主義の系譜—』関東学院大学出版会。
- 経済産業省編（2013）『通商白書2013』勝美印刷。
- 齋藤純子（2008）「ドイツの格差問題と最低賃金制度の再構築」『外国の立法』236号、75-101ページ。
- 田渕進・Bebenroth, R. (2007) 「メザニン資本とドイツ中小企業金融」『大阪経大論集』第57巻第5号、125-140ページ。
- 田渕進・Bebenroth, R. (2007) 「バーゼルⅡとドイツ中小企業金融」『大阪経大論集』第58巻第1号、83-97ページ。
- 独立行政法人 労働政策研究・研修機構（2006）「ドイツにおける労働市場改革—その評価と展望—」『労働政策研究報告書』No. 69、5-48ページ。
- 中村秀一郎（1964）『中堅企業論』東洋経済。
- 中村秀一郎（1990）『新中堅企業論』東洋経済。
- 橋本陽子（2005）「第2次シュレーダー政権の労働法・社会保険法改革の動向：ハルツ立法、改正解雇制限法、及び集団的労働法の最近の展開」『学習院大学法学会雑誌』第40巻2号、173-318ページ。
- 羽森直子（2012）「ドイツの銀行構造について」『流通科学大学論集—経済・情報・政策編—』第20巻第2号、131-146ページ。

- 原輝史（1986）『フランス資本主義 成立と展開』日本経済評論社。
- 原輝史（1993）『フランスの経済 転機に立つ混合経済体制』早稲田大学出版部。
- 平澤克彦（2002）「ドイツにおける中小企業政策」『経済科学研究所紀要』32号、281-291ページ。
- 平澤克彦（2006）『企業共同決定制の成立史』千倉書房。
- 藤本光夫（1993）「混合経済体制の確立と展開」原輝史編『フランスの経済 転機に立つ混合経済体制』早稲田大学出版部、29-51ページ。
- 三井逸友（2011）『中小企業政策と「中小企業憲章」日欧比較の21世紀』花伝社。
- 三菱総合研究所（2011）『平成22年度海外の中小企業・中小企業政策調査に関する委託事業報告書<施策編>』
<http://www.meti.go.jp/metilib/report/2011fy/E002543.pdf> (2012/12/28)
- 三田村智（2012）「ドイツ保証銀行の中小企業金融における役割と問題点」『千葉商大論叢』49卷第2号、193-216ページ。
- 村上義昭（2004）「フランスの創業支援—雇用政策としての創業支援策ー」『国民生活金融公庫調査月報』、第517号、5-15ページ。
- 村田和彦（1987）『労使共同決定の経営学（増補版）』千倉書房。
- 山口隆之（2009）『中小企業の理論と政策—フランスにみる潮流と課題ー』森山書店。
- 山口隆之（2013a）「中堅企業の現状と政策期待—フランス中堅企業論の展開ー」『商学論究』第60卷第1・2号、127-144ページ。
- 山口隆之（2013b）「中小企業の役割と経済発展—近年フランスにおける政策論を中心としてー」『同志社商学』第64卷6号、177-194ページ。
- 吉森賢（2011）「ドイツ同族大企業の公益財団と統治機構—ボッシュ公益財団とクルップ公益財団ー」『政経研究』第48卷第2号、85-123ページ。

【ウェブサイト】

- “Décret n° 2008-1354 du 18 décembre 2008 relatif aux critères permettant de déterminer la catégorie d'appartenance d'une entreprise pour les besoins de l'analyse statistique et économique, Legifrance”（「統計および経済分析のための企業類型指標に関するデクレ」）.
<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000019961059> (2013/12/1).
- “Fraunhofer-Gesellschaft”（「フランホーファー研究機構」）.
<http://www.fraunhofer.de/> (2013/12/1).
- “Gottfried-Wilhelm-Leibniz-Gesellschaft”（「ライプニッツ協会」）.
<http://www.wgl.de/> (2012/12/1).
- “Loi n° 2008-776 du 4 août 2008 de modernisation de l'économie, Legifrance”（「経済近代化法」）.
<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000019283050> (2013/12/1).

“Max-Planck-Institut”（「マックスプランク協会」）。

<http://www.mpg.de/>(2013/12/1).

“Helmholtz-Gemeinschaft Deutscher Forschungszentren”（「ヘルムホルツ研究機構」）。

<http://www.helmholtz.de/>(2013/12/1).

“Research in Germany”（ドイツの研究環境）。

<http://www.research-in-germany.de/dachportal/en/Research-Landscape/Research-Organisations.html> (2013/12/1).